経　済　港　湾　委　員　会　記　録
【　速　報　版　】

令和８年９月15日開会

速報版

・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。

・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横　浜　市　会

開会時刻　午前10時00分

◎　**開会宣告**

○　**行田朝仁委員長**　　これより委員会を開会いたします。

欠席委員は関委員であります。

なお、平原副市長につきましては本日欠席しておりますので、御了承願います。

議題に入ります前に、法定団体に準ずる団体の経営状況報告について、当局から関係書類が提出されましたので、横浜市会デジタルキャビネット上に配付しておきました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎　**市第21号議案の審査、採決及び山下ふ頭再開発の取組状況について**

○　**行田朝仁委員長**　　それでは、港湾局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

初めに、市第21号議案を議題に供します。

また、報告事項である山下ふ頭再開発の取組状況については本議題に関連するため、審査の都合上、併せて議題に供します。

速報版

市第21号議案　横浜山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定

○　**行田朝仁委員長**　　当局の説明及び報告を求めます。

○　**新保港湾局長**　　それでは、先に報告事項であります山下ふ頭再開発の取組状況についてを御説明いたし、その後、市21号議案について御説明いたします。

なお、説明は山下ふ頭再開発調整室の清水室長よりいたします。

○　**清水山下ふ頭再開発調整室長**　　それでは、初めに、山下ふ頭再開発の取組状況について御説明いたします。スライドを御覧ください。

これまで山下ふ頭の再開発につきましては、このスライドにありますように、市民意見募集などを複数回重ねながら、今年３月の事業計画案まで進めてまいりました。本日は、赤点線枠内の市民意見募集の実施結果及びそれを反映した事業計画について御報告いたします。

まず、市民意見募集の実施結果についてです。

４ページを御覧ください。

令和３年から５年にかけて、２度にわたる市民意見募集、意見交換会を実施し、１万件を超える御意見をいただきました。

また、学識経験者や関係団体などで構成する附属機関である山下ふ頭再開発検討委員会からいただいた答申を基に、令和７年６月に再開発の基本的方向性を公表しました。その後の市民意見募集や本市初の取組となる無作為抽出により選ばれた市民による市民検討会を開催し、その結果を踏まえ、今年の３月に事業計画案を取りまとめました。

５ページを御覧ください。

こちらのスライドは、事業計画案に示しました山下ふ頭の新たなまちの将来像でございます。

テーマⅠ、世界に誇れる、魅せる緑と海辺空間は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけています。

テーマⅡの持続可能なまちを支える明日へのイノベーション及びテーマⅢの活気に満ちあふれ周辺へと広がる新た賑わいを包含する関係性となっています。

また、将来像の中心にはテーマⅣとして、市民が結ぶ新たなまちの輪を位置づけました。

６ページを御覧ください。

こちらも事業計画案でお示しした、何を、どう、ふ頭内に配置するかという埠頭内のゾーニングイメージです。画面左側の大さん橋側のエリアには、臨港パークから山下公園に至る動線と水際線の価値を最大限生かしながら、緑量のある空間、海辺を背景とした広大なオープンスペースなどを配置します。

また、右側の新山下側のエリアには、ウォーカブルな空間と調和した緑や、建物と一体となった立体的な緑と併せて、新たなシンボルとなる施設や多機能なオープンスペースなどの中に、イノベーションやにぎわいを創出する空間・機能などを配置します。

７ページを御覧ください。

ここからは、３月にお示しした事業計画案に対する市民意見募集の概要です。

今年の４月７日から５月31日までの約２か月間にわたり実施いたしました。応募方法は、インターネットやリーフレットに附属のはがきなどを用いました。広報はＬＩＮＥやXなどのＳＮＳに加え、18区のデジタルサイネージなど幅広く展開いたしました。

御意見の総数は3535件となりました。うち、約６割の御意見の趣旨が、既に本計画案に含まれるもの、または計画案に賛同いただいたものでした。これまで事業計画案を策定していく中で何度も市民の皆様から御意見をいただき、それを反映してきた結果、お示しした事業計画案が多くの市民の皆様に受け入れていただけたのではないかと理解しています。

速報版

８ページを御覧ください。

ここからは、いただいた御意見について、ＡＩを活用してテーマごとに要約したものを御紹介します。

緑や運営に関する御意見では、緑地や公園を山下ふ頭の中心にし、森や芝生、花の景観などを備えた市民が日常的に憩える大規模な空間にしてほしいなどの御意見をいただいております。

９ページを御覧ください。

イノベーションに関する御意見では、再生可能エネルギーの活用や低炭素化、生物多様性の回復を進め、都市の中に自然を取り戻す、環境配慮型のまちづくりを進めてほしいなどの御意見をいただいております。

10ページを御覧ください。

賑わいに関する御意見では、世界的に発信力のあるコンテンツや体験型エンターテインメント施設など、山下ふ頭をここにしかない目的地として、国内外から人を呼び込める集客拠点としてほしいなどの御意見をいただいております。

11ページです。市民が結ぶ新たなまちの環に関する御意見では、市民が日常的に気軽に利用できる憩いの場を重視し、子供から高齢者まで安心して過ごし、学び合い、交流できる自然豊かな空間への愛着を高められる場所にしてほしいなどの御意見をいただいております。

12ページです。

交通機能や安心安全機能、景観形成に関する御意見では、水上交通を含む多様で便利な交通手段を整備し、乗り継ぎや混雑を減らして、山下ふ頭へ誰もが快適にアクセス・回遊できる交通環境を整えてほしいなどの

御意見をいただいております。

13ページを御覧ください。

こちらはアフターコーティングといいまして、類似の御意見をキーワードごとに面積で表したものでございます。面積が大きいほど御意見が多いことを表しています。

テーマ別に見ますと、緑や海辺、賑わい、交通に関する御意見が多い結果となりました。もう少し詳細に見ていきますと、緑の空間、集客施設、駅アクセス、市民利用に関連する内容の御意見が多いということが分かりました。

14ページを御覧ください。

寄せられた御意見の傾向について、年代ごとにまとめました。50歳代以下は賑わいに関する御意見が多く、60歳代は交通、70歳代以上は緑・海辺に関する御意見が多いことが分かりました。

続いて、ここからは市民意見募集の結果を踏まえて、事業計画案から修正を行った点について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

事業計画案は、基本的に多くの市民の皆様に御賛同いただきましたので、基本的な骨格を維持しつつ、内容の充実を図るなどの追加、変更を行っています。

緑・海辺については、緑のイメージや山下ふ頭周辺の鳥瞰写真、交通機能については、歩行者ネットワークのイメージを追加したほか、用語集も加えています。

次ページ以降で、追加・変更内容を御説明します。

17ページを御覧ください。

事業計画案にお示ししたゾーニング図におきまして、ふ頭全体に緑が広がるというイメージが正しく伝わらず、緑地の配置や規模が一部エリアに集中しているという印象を持たれた方が複数いらっしゃいました。そこで、ゾーニング図にふ頭全体に広がる緑の空間というキャプションを追加しました。

速報版

18ページを御覧ください。

山下ふ頭の緑の空間の具体的なイメージが分かるようにしてほしいとの市民意見を踏まえ、将来の山下ふ頭のイメージパースを示しました。

19ページを御覧ください。

既存の緑地・公園との連携を強化し、緑のネットワークを形成してほしい、周辺の公園と連続性のある緑豊かな景観を創出してほしいなどの市民意見を踏まえ、周辺地域に広がる緑の状況を示しました。

20ページを御覧ください。

山下ふ頭の広いエリアにおいて、人の動線や移動手段を分かりやすく示してほしいなどの市民意見を踏まえ、埠頭内の各エリアを円滑に結ぶ重層的、立体的な歩行者ネットワークのイメージ図や、距離を示すスケールを追加しました。

21ページを御覧ください。

専門用語や片仮名表現については、幅広い世代に伝わるよう分かりやすい説明を加えてほしいとの市民意見もたくさんいただきましたので、用語集を取りまとめました。

22ページを御覧ください。

こちらは市民意見募集でいただいた3535件の御意見の対応状況です。御意見の趣旨を踏まえた事業計画へ

の反映は191件で全体の5.4%、御意見の趣旨が既に事業計画案に含まれるもの、または事業計画案に賛同いただいた包含・賛同は2037件で57.6%でした。

23ページを御覧ください。

ここからは、令和９年末の事業化に向けて、事業手法の基本的な考え方と事業者の募集・選定の進め方を追加しましたので、御説明します。

まず、事業所についてです。

将来にわたり本市がまちづくりを先導していくため、開発区域の土地は民間事業者へ貸し付けることを基本とします。

ふ頭内外を結ぶ道路や圧倒的な緑の整備等に関する公民の役割分担の整理は、市が実施します。

少子高齢化などに伴う社会構造の縮小により、実際の経営環境が厳しさを増していく中においても、持続可能なまちづくりを実現するため、ふ頭内の再開発は本計画の実現を前提に、民間事業者が持つ知見やノウハウなどを最大限に生かした民設民営を基本としています。

時代の変化にも対応できる柔軟な環境づくりに向けて、段階的な開発についても検討します。

24ページを御覧ください。

事業予定者の募集及び選定についてです。

事業化に向けて、本計画に示す方針の実現に向けた具体的な条件などを取りまとめた募集要項を作成し、事業者から提案を求めます。

また、この後、議案として御説明しますが、学識経験者などで構成される（仮称）山下ふ頭再開発事業審査委員会を設置した上で、募集要項の検討や事業予定者の選定を行ってまいりたいと考えています。

市民意見募集の実施結果及び実施事業実施についての報告は以上です。

引き続き、市第21号議案、山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定の御説明をいたします。

議案書の記載は５ページから７ページとなりますが、本日はスライドのほうで御説明いたします。

それでは、スライドの２ページ目を御覧ください。

１の趣旨でございます。

山下ふ頭再開発に係る事業提案の募集及び選定等の適正な実施を図るため、市長の附属機関として横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会を設置いたします。

２の委員会の概要でございます。

（１）は所掌事務です。事業者の選定に関すること、また、事業者と締結する協定その他の契約に関することなどについて調査審議し、答申し、または意見を具申するものです。

（２）は、委員構成です。学識経験者等９人以内とし、都市計画、財務・資金計画、緑・環境、法務、賑わい・文化、景観・建築、経済・イノベーション、港湾・ウォーターフロント、地域まちづくりの９分野を想定しています。

（３）の施行日については、本条例の公布の日としています。

３ページです。

今後の再開発事業のスケジュールですが、赤枠でお示ししていますのが、今回御説明しています審査委員会に関わる部分です。

条例の施行後、第１回目の委員会を開催していきます。以降、複数回の議論を通じまして、令和８年度末

速報版

には募集要項を策定し、事業者募集を開始できるよう取り組んでまいります。

令和９年末の事業予定者の決定に向けて、複数回委員会で審査を行っていく予定です。

以上、横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定について御説明いたしました。

○ **行田朝仁委員長**　説明及び報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **市来栄美子委員**　山下ふ頭再開発は横浜の将来を左右する大規模事業であり、にぎわいの創出だけでなく、地域経済や雇用にも大きな効果をもたらすことが期待されています。今後、事業者募集に向けて募集要項や評価基準を策定していくとのことですけれども、地域雇用の創出や障害者雇用などについても、事業者に求める重要な視点として、しっかりと盛り込んでいくべきと考えます。民設民営による事業だからこそ、事業者の創意工夫を生かしながら、市として大切にする政策的な視点を募集段階から示していくことが重要と考えますが、そこで、事業者募集に当たり、地域雇用の創出や障害者雇用についても、募集要項や評価基準の中でどのように位置づけていくのか、お考えを伺います。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　募集要項ですとか、評価項目に具体的にどのように位置づけていくかというのは、現時点ではまだ整理し切れていないのですが、今後、評価委員会の中でしっかり議論していきますが、委員おっしゃるとおり、私ども雇用の問題ですとか、障害者の雇用ですとか、それから市民から意見いただいていますけれども、女性の雇用、高齢者の雇用、いずれも大事だと考えています。こういった項目をどう評価項目に入れて、どう重みづけをして選定していくかということをよくよく評価委員会の中で議論いたしたいと考えています。

○ **市来栄美子委員**　しっかりと募集段階から横浜市としての考え方を示していただくように要望いたします。ありがとうございます。

○ **大野トモイ委員**　山下ふ頭というのは大部分が公有地というところで、再開発を進めているかと思うのですけれども、その中でやっぱり公の土地であるということは、やっぱり市民の全体の共有の土地であるということ、そこは動かしようのない在り方だなと思っているのです。その中でやっぱり10年後、20年後、30年後、この場所をどうしていくかということについて、市民の方の意見をしっかり聞いていくということが必要だなと思っています。

そんな中で市民意見募集の結果も出していただいたわけなのですけれども、もちろんこれはどうやって市民の皆様の声を聞くかと思ったときに、市民の代表である議会の声を聞いていただくということもそうだし、各地にお出かけをいただいて、聞いていただくということもそうだし、あるいはこういった市民の意見募集をしていただくということもそうだと思うのです。そのほかにも私の見聞したところによりますと、様々な市民の団体の方がいろいろな御意見をお持ちで、市のほうにもこうしてほしい、ああしてほしいということを要請されてきたという経過があるのではないかなと思っているのですけれども、そういったものの中にはどういったお考えのものがあったのかとか、どういった団体から御要請を受けてきたという経緯があるかということについて、教えていただければと思います。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　先ほど資料の報告の中で市民意見募集を複数回やってきましたとか、無作為抽出で市民検討会やってきましたというお話はしたのですけれども、委員おっしゃるとおり、それとは別にいろいろな団体の方から御意見、御要望を承ったり、対話をしたりということをやってきました。特に民設民営でやることに対する御不安の意見は多いかなという印象を持っています。民設民営でやると、市民に開かれた空間にならないのではないかという御指摘などをいただいたということです。そういう御意見が多

速報版

かったと思っています。

○ **大野トモイ委員**　民説民営だと市民に開かれた空間にならないのではないかという御意見があったってことなのですけれども、それはかみ砕くとどういうことなのかなということと、それに対してどの在り方で市として臨んでいくのかというところをお聞かせください。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　民設民営でやるということは、事業計画でも緑の空間をたくさん取るとなっていますので、いろいろとそれに係る費用を来街者からお金を取ることで収益を回すというのですか、来街者から来た人がお金を落とすことで、民間事業として事業として成立させるという仕組みになるという想定をしていますので、閉じられた空間で料金を払わないと入れないということを、多分御心配されているのではないかと思っています。

民間事業者、これから公募してどういう募集が来るかというのは分かりませんけれども、有料空間というのもあることも想定されると思いますけれども、フリーで入る空間もそれなりに確保できるようになるのではないかということが、事業者との対話の中で確認できていますので、そういった心配はそれほどしなくても大丈夫かなと考えています。

○ **大野トモイ委員**　分かりました。今、お話を聞いて、ああ、そうなんだなと思ったのですけれども、有料な部分もあるとして、そこでお金を落としていただくと。一方で、市民のみんなの公園の土地だから、主な部分が開かれて、フリーで使っていただくところもあると思うのでとおっしゃったかなと思っていて、つくりますと言っていただければ安心かなと思うのですが、もう一回いいですか。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　しっかりと確保できると考えています。

○ **大野トモイ委員**　あと１個ですが、市民の意見を聞いていくってことはすごい大事であり、これ条例の部分も一緒でしたか。

○ **行田朝仁委員長**　そうです。

○ **大野トモイ委員**　だと思っていて、条例を制定して、どういう方がメンバーになるかということを決めていくのが、ちょっと原稿をつくっていなかったので、話し言葉ですみませんけれども、委員構成というところにあるかなと思うのです。一つは、この中にいわゆる学識経験者という方ではなくて、市民の代表というと変ですけれども、ではそれをどう選ぶかという方法論の話はともかくとして、市民の方の代表みたいな方を入れていくということも、この前段の話からいくとあっていいのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　審査委員会の中で議論を予定していることは、割とテクニカルな話を想定していまして、事業者募集に関して提案条件ですとか、評価項目をどうするかとか、契約条件をどうするかという内容ですので、学識経験者ですとか公認会計士、弁護士等々のいわゆるその道のプロの方々に集まっていただいて議論しようと予定しています。

市民意見については、これまで複数回行ってきてまいりましたので、その意見については事業計画の中にしっかり反映されていると考えていただければと思います。

○ **大野トモイ委員**　分かりました。そうすると、ぜひこれからも市民意見募集をきちっとやっていただく、各段階でと思うのですけれども、それ以外の場でも様々市民の意見を聞く場をつくっていただきたいなということと、あとはさはさりながら、やっぱり議会というのは決めて進めていくということを、何事もですけれども、どこかでしなければいけない。だから、議会にいる者の一人として、そこを分かっていないつもり

速報版

はなくて、ただやっぱり市民意見募集に限定されず、これからも様々なそういった方々との対話の機会というもの、そしてそれが取り入れられる場合には、ぜひ取り入れていくという姿勢で計画を進めていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○ **新保港湾局長**　委員の言われるのはもっともだと思いますし、市民意見募集、確かに期間を設けてやってきましたけれども、それ以外のときも、我々としては市民の皆様の意見を随時受け入れてきたつもりですし、これからもそういった市民の声を聞きながら、この事業を進めていくべきだと思っております。期間にとらわれず、お声をかけていただければ、しっかりと意見を伺い、可能な限りの計画のほうに反映できればと、そういうつもりで事業を進めてまいりたいと思っています。

○ **中山大輔委員**　確認のために１点お聞きしておきたいと思います。

ここの説明にもあるように、これまで議論されてきて、埠頭内の再開発につきましては、この計画の実現を前提に進めていくということですけれども、一方で、さきの本会議でも我が会派の森議員から質問をしましたけれども、その際、今日いらっしゃいませんが、平原副市長、その中でこの事業提案に沿って進めていく必要性があると熱弁をされていました。

その中で、森議員が確認をしたのは、観光庁が示しているＩＲ整備法の関係の中で、今スケジュール的には今年の３月に、５月６日から11月５日までですか、の間で申請期限を新たに設けるということなのですけれども、あくまでも前市長の時代の中で、この整備計画が進んでいくということを理解していますが、現実的に新たな市長が申請期間の中で、この再申請をできるのか、できないのかというところの事実関係を教えてください。

○ **新保港湾局長**　委員おっしゃられたとおり、観光庁が今年の３月に、来年の５月から11月までの間に、またＩＲ推進法に基づく申請を受け付けるということが公表されたところでございます。期間的なところからすれば、来年の11月というところになれば、あと１年数か月あるということになります。

ただ、先日の平原副市長の議会の答弁でもありましたけれども、現在の事業計画、これは本当に市民、多くの市民の皆様、そして議会の委員の皆様方との議論で市民意見交換会など、様々な意見を聞く場を設けてつくった計画でございますので、これに沿って進めるということを答弁いたしたと思っております。あくまでも私の口から言えるのは、今の計画のままで進めるというところをもって、この事業を進めていくんだということで進めていきたいと思っております。

○ **中山大輔委員**　私もそのように理解をしています。一方で、だからその期間中に再申請が可能かどうかというところでいうと、可能なのか、そうでもないのか、その点はどうなんでしょうか。

○ **新保港湾局長**　そういう面でいくと、もう１年数か月ありますので、申請が可能かどうかと言われると、期間的な部分からいうと、１年数か月あるというところになります。ただ、中身をやはり見てみますと、その間に、まず事業を実施すべき事業者をしっかり決める。その方と事業計画を策定して、法で基づく区域整備計画というものをまず定めなければいけない。その計画を定めた中には、それが社会的、経済的にどういう効果がしっかりあるのか。そこで得られた収益をどのぐらいの収益が得られるのか、そしてそれを何に使うのかということもしっかり明確に書かなければいけない。当然、施設の規模だとか、その内容、そういったものも書かなければいけないということがございます。

計画を定めて、そのプロセスの中には市民に対して公聴会を開く。さらには議会の議決を得た上で申請をしなければいけないという、１年２か月というところになると、かなり難しいプロセスがあるというところ

速報版

が実態でございます。そういう中で我々としては今、平原副市長が先月申し上げました、今の計画で進めるのが適当だというところをしっかり尊重して、事業を進めようと思っているところでございます。

○ **中山大輔委員**　ぜひ今後も市民理解を得ながら、引き続きこのふ頭の再開発を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○ **田中紳一委員**　さきの本会議でうちのいそべ議員が、非常に市内への経済効果というのを大きくする大事な事業ではないかということに対して、平原副市長のほうから、これから委員会をつくる中で、そういったことはウエートを置いてやっていきたいという趣旨のお話をいただいて、それはそれでよかったなと思うのです。

こういった大型事業をやると、ともすればですよ、区域内、横浜市内で食い合いになってしまうというか、近隣エリア含めて、結局横浜市全体で食い合いになってしまうと、人や物、投資、全く意味がないというか、市民意見の中にも、いただいた意見の中にも、国内外から人を呼び込める集客拠点としてほしいと。これは僕まさに人だけではなくて企業もそうだし、投資もそうですし、そういったところにこれから募集をされていくプロセスだと思うのですけれども、そういった視点をきちんと入れてやっていただきたいなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　委員御指摘のように、山下に人がたくさん来ているけれども、それはもともと中華街に来ていた人が来ただけなんだとか、元町に来ていた人が移転してきただけなんだということで、来ているお客さんが純増していないということであれば、全くとは言いませんけれども、あまり山下ふ頭を再開発したメリットが生まれませんので、インバウンドを含めて、お客様がトータルとして純増する仕組みに、仕組みといいますか、そういう事業提案を高く評価していかなければいけないと思います。

具体にどういう評価項目にして、どれぐらい重みをつけるかというのは、今後、評価委員会で検討してしっかり決めていくということになろうかと考えています。

○ **田中紳一委員**　経済とか、にぎわいの専門家の先生も学識経験者の中にいらっしゃるわけで、ぜひそういった意味では、東京との競争であり、他都市との競争なので、ＩＲに関しては、先ほど中山委員がおっしゃったとおりだと思うのですけれども、あらゆる選択肢を排除せずに検討していっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○ **横溝じゅん子委員**　近年の異常気象でここ数週間、豪雨がありました。グリーンインフラの注目というのが最近行政でもされていると思うのですけれども、この案によりますと、市民意見によると、緑と安心・安全と分かれてアフターコーディングされていて、行政が旗を振って縦割りを、このアフターコーディングで出ない御意見というのを主導していく必要があると思うのです。防災の観点から、このグリーンインフラというのを山下ふ頭においてどれぐらい注目されていますでしょうか。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　グリーンインフラで防災という観点で申し上げると、基本的には特に水害対策というのですか、降った雨をできるだけ川に流れ込むのをゆっくりにするために、田んぼ、畑とか、雨水浸透ますとかいう機能で、できるだけ洪水を防ぐという考え方があろうかと思いますけれども、山下ふ頭についてはふ頭内ですので、そういった観点で浸水、洪水を防ぐという発想で、グリーンインフラのことについてはあまり考えてこなかったかもしれません。

緑量についてはたくさん緑があることで二酸化炭素を吸収したり、温暖化対策になるということについては想定していますので、できるだけ付加価値のある緑を生み出すというか、整備していくということが大事

速報版

なのではないかなと考えています。

具体には緑の専門家の先生も審査委員会に入っていただきますので、そういうところでしっかり議論していきたいと考えています。

○ **横溝じゅん子委員**　事業計画によるとグリーンインフラに触れている箇所が２か所しかなかったというところで、近年のこの災害というのも意識しながら、民間民営となると思うのですけれども、行政がなるだけこの災害というのを横浜市で減らせる目的として山下ふ頭を活用することで、やっぱり市民の皆さんの安心・安全につながると思いますので、ここのところはお願いしたいと思います。

○ **行田朝仁委員長**　他に御発言もないようですので、質疑を終了し、市第21号議案の採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　それでは採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、市第21号議案については原案可決と決定いたします。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎　横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況について

速報版

○ **行田朝仁委員長**　次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **新保港湾局長**　それでは、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況について、港湾局関係部分を御説明いたします。

資料２ページを御覧ください。

１の趣旨ですが、横浜市こども・子育て基本条例第14条の規定に基づき、令和７年度の港湾局におけるこどもの意見表明に関する取組状況等について御報告いたします。

次に、２、条例における位置づけですが、条例において、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めること、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たって、こどもの視点を重視するよう努めることなどが市の責務として位置づけられています。

また、市長は毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況などについて、市会に報告することとされています。

３ページを御覧ください。

３、報告の範囲ですが、今回御報告する取組の範囲は、施策・事業・取組への反映を主な目的として、アンケートやワークショップ、会議、意見公募、インタビュー・ヒアリングなど、子供から直接意見を聞いているもののうち、次の内容に該当するものとしています。

１点目として、本市が主催・共催しているもの、２点目として、こども・若者が意見を聞く対象に含まれているもの、３点目として、全ての市民などを対象とする取組については、こども・若者から意見を聞くための工夫を行っているものです。

具体的な工夫の例としては、ここに記載のとおりです。

４ページへお進みください。

港湾局の取組について御報告いたします。

取組の１つ目は、若い世代への再開発事業の周知方法に係る意見聴取です。

取組内容ですが、山下ふ頭再開発事業において、時代のニーズに沿った新たなまちづくりを進めるため、若い世代に伝わりやすい広報などの工夫や、ふだん利用する情報収集のツールなどについて意見聴取を実施しました。

対象は、大学生、小学生、約320人です。

実施期間は令和７年６月から令和８年２月です。

主な意見と活用方法等ですが、若い世代に伝わりやすい広報等の工夫や、ふだん利用する情報収集のツールなどについて意見聴取した結果、ＳＮＳが効果的であるという意見が多かったため、インスタグラムを中心としたＳＮＳで情報発信を行いました。

また、ＳＮＳでの情報発信の工夫についての意見を基に、発信する時間帯や頻度を見直し、閲覧機会の向上に努めました。

５ページを御覧ください。

取組の２つ目は、事業計画案の作成に向けた山下ふ頭再開発市民検討会の開催による意見聴取です。

取組内容ですが、市が策定した答申を踏まえた基本的な方向性について、無作為抽出の手法を活用した市民参加のワークグループを複数回行いました。若い世代を含めた幅広い世代の方に参加いただき、山下ふ頭の再開発に対する意見をいただきました。

対象は、グループワークの参加者36人のうち10代、20代の６人です。

実施時期は令和７年９月から12月です。

主な意見と活用方法等ですが、若い世代の方を含めたグループは、景観について全体の統一感を持たせることや、魅力的な景観形成を図るといった様々な意見をいただき、その意見を事業計画案に反映をいたしました。

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **大野トモイ委員**　幾つかの事例を御報告いただいていますけれども、条例の中では子供というのの定義は、心身の発達の段階にある者と定義をされていますね。一般的に、それ以外のところで子供というときは大体未成年、18歳にならない者というところに話をするときはなっているわけなのですけれども、これ、３ページにある報告範囲というところは、こども・若者（未就学児から20代程度まで）となっていて、これって全市共通、すみません初めての局なので、全市共通でこうなっていましたでしょうか。

○ **新保港湾局長**　そうですね、この３ページまでは全市共通ということで。

○ **大野トモイ委員**　そのことについては全市共通ですので、またの機会にあれしますけれども、その未就学から20代程度が対象なので、それを前提に話をしますけれども、さはさりながら、私がなぜ子供の意見を聞くのが大事かなと思うときに、18歳未満の子供たちというのは選挙権がないわけですね。でも例えば、今ま

速報版

さにここに出ている４ページ目、このふ頭の話とかですよね。今生きている私、48歳の私よりも、10代の子のほうが、今の決定に対してより影響を受けるわけなのですよね。でも選挙権がないからなおのこと、私はやっぱりより長く生きる人にこそ、より多く意見を聞いて反映をしていくということが大事だなと思っていて、なので何でここが未成年ではないのかなって話を最初にしたのです。それで思ったときに、ここにグループワーク参加者36人のうち10代、20代が６人って書いていただいていて、10代の方ってこの６人のうちどのぐらいだったかなということをお伺いします。

○ **洞澤山下ふ頭再開発調整担当部長**　　６人のうちの１人が10代でございます。

○ **大野トモイ委員**　　やっぱりそうですよね。なかなかイシューによって、局によって意見を聞いていくって、特に若い世代に、未就学児にとかもちろんだけれども、10代にってすごく難しいと思うのですね。そういった中で、でもやっぱり条例に基づく取組であり、取組を強化していただくことが必要だなと思っていて、では例えばこのもう１個前の取組１ですね、再開発事業の周知の方法というところだと、もうちょっとたくさんのより若い子たちから聞けていたりするのかなと希望を持ちながらお伺いしますが、いかがですか。

○ **清水山下ふ頭再開発調整室長**　　この４ページの意見聴取ということでよろしいですか。

　こちらは対象が大学生、小学生、約320人って書いてありますけれども、大学は市内の近隣大学にお声をおかけしていて、３大学ほど、授業にお邪魔して山下ふ頭のことを御説明して、上で意見聴取、どうするのが効率的かということをいろいろ教えていただいたという経過があるのですが、小学生のほうは、小学校のほうから社会科見学の御要請があって、スカイウォークで横浜港を見学して横浜港について学んでいただいたのと併せて、山下ふ頭のことについてもいろいろと説明して、意見交換をしたと、そういう経過でございます。

○ **大野トモイ委員**　　大学生と小学生の内訳はどんなでしょうか。

○ **洞澤山下ふ頭再開発調整担当部長**　　320人のうち大学生が247人、小学生が73人です。

○ **大野トモイ委員**　　やっぱりなかなかより若い世代に聞いていくというのは大変なんだなということが、数字を見ても実感をしました。特段責めている意図ではなくて、ぜひ次年度以降、なるべく若い世代に聞いていただく、選挙権のない世代に聞いていただくということ、そしてまた可能であれば、内訳を示す報告の在り方を、そうするともっと力を入れていただけるのではないかなという期待も込めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **新保港湾局長**　　おっしゃるとおり、条例に従ってもっとしっかりその範囲を広げなければいけないなとは思っているところでございまして、今年はもっと力を入れます。例えば、昨年まで政策局で所管をしていた、うみ協議会というのがございます。これはもう終わってしまったのですけれども、８月の頭に主に未就学児から小学生を対象にした、いろいろ各企業さんが海に関するいろいろノウハウを教えてくれたりだとか、体験ができるイベントなのですけれども、ここでも今回200名以上の方から意見をいただきました。

　また、スカイウォーク、あそこも小学生の方が社会科見学で来ていただきますので、あそこからよく今、我々港湾局のほうで進めている一番大きな事業で新本牧ふ頭の埋立てというのがあるのですけれども、あそこに緑地ができたりしますので、その緑地に欲しいものはどういうものがあったらいいですかねということも、今聞いていたりいたします。

　あと、横浜港の振興協会とも連携しながら、横浜港見学会というのを船使ってやっているのですけれども、その中でもなるべく小学生、中学生あたりからいろいろ意見を聞く取組をしようと思っていますので、来年

速報版

以降もうちょっと幅広く、この場でお伝えすることができるように取り組んでまいりますので、またよろしくお願い申し上げます。

○ **大野トモイ委員**　ハードを扱ってらっしゃる局は、本当に大変だと思いますけれども、今日最初に申し上げたように、ハードの局が決めていることこそ、若い世代により影響を与えていくことなので、ぜひ熱心に、局長言っていただいたように、耳を傾けていただくようにお願いします。

○ **行田朝仁委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）改定について

○ **行田朝仁委員長**　次に、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）改定についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **新保港湾局長**　それでは、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の改定について、資料に沿って御説明をいたします。

２ページを御覧ください。

１の趣旨ですが、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、横浜市を含む東京湾沿岸区域に関して、防護・環境・利用の方針等を定めた海岸法に基づき、神奈川県が策定する計画です。

今回の改定により、将来的な気候変動の影響が考慮され、防護レベルの津波や高潮・波浪に対する防護水準が見直されます。

下段に記載しております計画改定の背景ですが、2020年７月に国が気候変動を踏まえた海岸保全のあり方を提示し、同年11月に海岸保全基本方針を変更しました。

また、それを受けて、学識者、国・県などで構成される東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会において、気候変動を踏まえた設計外力、防護水準について検討が行われました。

今回、御報告いたします東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）については、それらの検討結果を踏まえ、県が今年度末の改定を予定しております。

３ページにお進みください。

２の改定内容ですが、神奈川県区間のうち横浜市域の海岸保全区域の設定状況を記載してあります。緑の実線で示しておりますのが海岸保全区域であり、右側の写真に示す海岸保全施設を設置するために指定している区域となっています。横浜市域では金沢区の一部、大黒ふ頭地区において、海岸保全区域を指定しております。海岸保全区域のうち海岸保全施設を整備済みの箇所については黒の実線で示しております。そのほか緑の破線で囲っている地区については、今後、海岸保全施設の整備を検討する海岸保全予定区域となっております。施設の整備箇所が決まっていないため、ある程度広い範囲をもって示されています。

また、みどり環境局所管の漁港区域については、赤色の破線で記載いたしております。

４ページにお進みください。

気候変動の影響を考慮した防護水準の変更でございますが、ＩＰＣＣ、気候変動に関する政府間パネルの第５次報告書において提示された世界の平均気温が２度上昇するシナリオを用い、2100年時点を想定して設定されています。

また、表の赤の線で囲まれた目指すべき堤防高ですが、オレンジ色で示している津波の防護水準と水色で示している高波・波浪の防護水準を比べ、高い値を目指すべき堤防高としています。現行計画と将来の目指

速報版

すべき堤防高の差を表の一番右の欄に示しております。あくまでも2100年時点の想定になりますが、おおむね60センチメートル程度高くなるとされております。

なお、表の下の米印の２で記載しておりますが、金沢地区の幸浦、福浦の護岸については、令和元年台風15号に伴う災害復旧工事により、護岸高さＴＰプラス6.42メートルまで整備しており、気候変動を踏まえた防護水準を満たしております。

５ページにお進みください。

海岸防護の目標ですが、本基本計画で示された将来の目指すべき堤防高を基に、海岸管理者である横浜市が海岸保全施設の天端高を適切に定めることとされています。

また、気候変動には不確実性があることから、必要に応じて天端高の見直しを行うとされています。

次に、横浜市域の整備の方向性として４点挙げており、１点目は、将来的な土地利用動向や防護対策の在り方を検討し、適宜、海岸保全区域を設定していくこと。

２点目は、水際線の利用、海辺のにぎわい、景観などに十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を進めていくこと。

３点目は、今回の防護水準は2100年時点の想定となり、施設の整備には長い時間を要することから、ソフト対策も組み合わせた防護機能の確保を図っていくこと。

最後に、４点目は、既に海岸保全施設の整備を進めている大黒ふ頭を念頭に、最新の知見による想定や護岸の経年変化による沈下などを踏まえ、海岸保全施設を整備していくこととしています。

６ページにお進みください。

３の今後のスケジュール及び横浜市の対応です。

現在、素案が神奈川県により公表されており、来月、県がパブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントの実施に合わせ、横浜市としましても沿岸６区の連合町内会長連絡協議会へ説明を行いたいと考えております。

その後、パブリックコメントを踏まえ、2027年３月に計画が改定される予定となっております。

今後の横浜市の対応ですが、まずは今回の基本計画の改定を踏まえて、浸水シミュレーション等の実施により、気候変動による市域内の具体的な影響を把握していきます。その後、海岸保全区域に指定されていない地区、これは現在、海岸保全予定区域が設定されている地区ですが、横浜のまちの魅力である海と市街地の一体性や港湾機能を確保しつつ、土地利用状況や浸水による影響を踏まえ、海岸保全施設の整備などを検討していきます。

また、海岸保全施設を整備中の大黒ふ頭については、海岸保全基本計画の改定を踏まえ、整備計画の見直しを行います。

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **市来栄美子委員**　昨今の気候変動を踏まえて、防災・減災の観点から海岸の防護水準を高めていくことは重要です。一方で御説明にありましたとおり、横浜の大きな魅力は海と市街地が近く、市民や観光客が水際線を身近に感じられることにあります。防護水準を上げるために壁を高くするだけでは、その魅力を損なうことにもなりかねません。今後の海岸保全施設の整備に当たり、防災機能と景観、にぎわい、水辺へのアクセスをどのように両立されているのか、お考えを伺います。

○ **新保港湾局長**　なるべく多くの市民の財産、生命、これを守るためには、この海岸保全施設、なるべく海

速報版

際というのですかね、水際線のところに設置するというのは、これ原則だと思っております。ただ、委員が言われるように、この横浜のやはり売りであります海の景観とか、海へのアクセス、あと物流機能、こういったものをやはり阻害しないように、この施設を整備するということが大事だと思っております。そのためにはしっかりと施設を整備する部分に関わる方と十分意見交換をしながら、整備の位置などを決めていく必要があると思っております。

例えば、３ページのこちらの右上のほうの写真、これ金沢地区の護岸でございますけれども、これは当初90センチの護岸を３メーターまでかさ上げしました。これ海側から撮っていますけれども、陸側は金沢区の海の散歩道ということで、３キロにわたって市民の方が海を眺めながら歩けたところなのですが、そこにいきなり３メーターの壁ができてしまうということで、その景観を阻害してしまうということで、地元の方ともいろいろお話をして、この護岸の上は歩ける工夫をいたしました。

あわせて、ここはちょうど工業団地の外れにあるものですから、結構ごみが捨てられたり、違法駐車が多かったりということがあったので、併せて駐車場なども整備して、しっかりそのまちの要望を聞きながら、まちもきれいになるし、こういう防災対策としてもうまく整備ができたという事例でございます。

一方、下のほうでございますけれども、これ大黒ふ頭の事例でございまして、大黒ふ頭は東日本で一番自動車を輸出している拠点でありますので、その水際線にこういったものをつくると、自動車を輸出するための船の出し入れができなくなるということで、これそのターミナルの背後にフェンスが設置されていたのですが、フェンスの下にこういう基礎を設けて、この海岸保全施設を整備したという事例でございます。

いずれにしましても、委員から御指摘あったように、それをつくることでどういうデメリットがあるのかというところをしっかり把握しながら、関係者の方と十分議論した上で、今後整備を進めていきたいと考えております。

○ **市来栄美子委員**　今後ともしっかりと進めていただけるように要望します。ありがとうございます。

○ **横溝じゅん子委員**　私の選出の金沢区におきましては、海岸保全区域に２つ入っているということで、区民の意識が高く注目度も高いのですけれども、平潟湾の周辺ですと遊漁船がありまして、漁業組合が関わっているエリアだと思います。そこで５ページ目のところでパブリックコメントを実施されるのですけれども、町内会長から説明がいくというところで、漁業組合はどういった位置づけで考えられていらっしゃいますでしょうか。

○ **新保港湾局長**　金沢のところの平潟湾のところは、かなり護岸も低くて非常に今でも比較的雨が降ると、水面がぎりぎり護岸のところまで来るという部分あります。ここは漁港区域になっておりますので、みどり環境局が漁港を担当しておりますので、今までもしっかり情報共有しておりますが、今回こういう事象が県のほうから出されましたので、よりちょっと緊密に連携取りながら、御意見などを伺う機会を漁業組合の方とも設けていきたいと思っております。

○ **横溝じゅん子委員**　区民の方も遊漁船を借りて楽しんでいらしたり、お仕事としてもされている方が多いので、ぜひここのところ分かりやすく御説明いただける、ちょっと私がこれ何度読んでもやはり分かりにくいところがあるように、区民の方もかなり分かりにくいのかなというところで、そこのパブリックコメントを実施する際において、説明の際にももう少し分かりやすいシミュレーション等の御説明があるといいなと思いますので、こちらは要望いたします。ありがとうございます。

○ **田中紳一委員**　改定内容というところの内港地区、現行計画の差で一番大きいのが内港地区ということだ

速報版

と思うのですけれども、事前にお話聞くと、湾の一番奥に行けば行くほど波が高くなるというお話だったので、内港地区はそういうことなんだろうなと思うのです。

これの１つ前のページになると、内港地区って主に神奈川区なんかが面積というか、エリア的には大きいと思うのですけれども、この緑の線が多分これ瑞穂ふ頭があって、これ日米地位協定とかあって、非常に取扱いづらいエリアなんだろうなと思っていて、この地図見てもそこだけ、何かもやもやとなっていて、線がちょっと途中で切れている感じがするのです。これ実際この内港地区に関しては、瑞穂ふ頭を含めてどういう形で、線がこれなんか途中でちょうど内港地区というあれが上に乗ってしまっているだけなのか。瑞穂ふ頭があるがゆえに、ちょっと今描き切れないのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○ **新保港湾局長**　確かに内港地区という資料上、あそこにかぶせてしまっていますので、消えていますが、あそこには一応グリーンの点線を入れていて、我々も先ほどから申し上げたように、どこにこの海岸保全施設を整備するのかというのは非常に悩ましいところです。県が今回いろいろ技術的な検討をして、どういう波、どういう地震というのが提示いただいたので、もう少し横浜市として地盤の高さですとか、そういったものをしっかり組み入れて、まず来年シミュレーションやろうと思っています。その結果を踏まえて、また地元のほうなどにも説明しながら、やはりどこに設けていくのかというところをしっかり検討していこうと思っています。すみません、線自体はしっかりというか、入っていると。

○ **田中紳一委員**　非常に今、住民も増えているエリアではあるので、ぜひそこをしっかりと考えていただくことをお願いして、以上です。

○ **行田朝仁委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で港湾局関係の審査は終了いたしましたので、次ににぎわいスポーツ文化局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻　午前11時00分

（当　局　交　代）

速報版

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

再開時刻　午前11時02分

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

○ **行田朝仁委員長**　それでは、委員会を再開いたします。

にぎわいスポーツ文化局関係に入ります。

審査に入ります前に、７月24日付で職員の異動がありましたので、足立局長より職員の紹介がございます。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　７月24日付で異動がございました。

当局職員を紹介いたします。

（職　員　紹　介）

○ **行田朝仁委員長**　それでは、にぎわいスポーツ文化局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎　市第27号議案、市第28号議案、市第29号議案及び市第30号議案の審査、採決

○ **行田朝仁委員長**　初めに、市第27号議案、市第28号議案、市第29号議案及び市第30号議案につきましては、説明の都合上、４件を一括議題に供します。

市第27号議案　　市民ギャラリーの指定管理者の指定
市第28号議案　　能楽堂の指定管理者の指定
市第29号議案　　横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定
市第30号議案　　横浜市芸能センターの指定管理者の指定

○ **行田朝仁委員長**　　当局の説明を求めます。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　　市第27号議案市民ギャラリー、市第28号議案能楽堂、市第29号議案横浜みなとみらいホール、市第30号議案横浜市芸能センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書では43ページから50ページに記載がございますが、本日は資料により御説明いたします。

本件は指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項に基づき提案するものです。対象施設は５施設、指定期間はいずれの施設も令和９年４月１日から14年３月31日までの５年間を予定しております。

市第27号議案市民ギャラリーの指定管理者の指定ですが、施設名称は横浜市民ギャラリー、指定候補者は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社共同事業体、共同事業体の代表者は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団です。

次に、市第28号議案能楽堂の指定管理者の指定です。横浜能楽堂の指定候補者は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団です。選定方法は非公募にて行いました。非公募とした理由ですが、能、狂言その他の古典芸能の専門施設として演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていることから、提案者として公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を単独指名しました。

また、久良岐能舞台の指定候補者は株式会社シグマコミュニケーションズです。

２ページを御覧ください。

次に、市第29号議案横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定ですが、施設名称は横浜みなとみらいホール、指定候補者は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団です。選定方法は非公募にて行いました。非公募とした理由ですが、大規模な音楽ホールの運営には、音楽業界に幅広いネットワークを持つ専門人材の関与が不可欠であること、かつ優れた音響性能を生かした大規模なクラシック音楽の演奏会に関する専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていることから、提案者として、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を単独指名いたしました。

次に、市第30号議案横浜市芸能センターの指定管理者の指定です。施設名称は横浜にぎわい座、指定候補者は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団です。選定方法は非公募にて行いました。非公募とした理由ですが、落語、漫才、大道芸など、大衆芸能の専門施設として、各演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ大衆芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていることから、提案者として公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を単独指名いたしました。

なお、３ページ以降に参考としまして、各施設の概要について掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

○ **行田朝仁委員長**　　説明が終わりましたので、質疑に入ります。

速報版

（発言する者なし）

○ **行田朝仁委員長**　特に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　それでは、１件ずつ採決いたします。

初めに、市第27号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、議第27号議案については原案可決と決定いたします。

次に、市第28号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、市第28号議案については原案可決と決定いたします。

次に、市第29号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、市第29号議案については原案可決と決定いたします。

次に、市第30号議案についてお諮りいたします。

本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、市第30号議案については原案可決と決定いたします。

速報版

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**市第41号議案の審査、採決**

○ **行田朝仁委員長**　次に、市第41号議案を議題に供します。

市第41号議案　　みなとみらい21中央地区20街区ＭＩＣＥ施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更

○ **行田朝仁委員長**　当局の説明を求めます。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　市第41号議案みなとみらい21中央地区20街区ＭＩＣＥ施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更について御説明いたします。

議案書では69ページから72ページに記載がございますが、本日は資料により御説明いたします。

１、契約変更を行う理由ですが、みなとみらい21中央地区20街区ＭＩＣＥ施設整備事業は、ＰＦＩ法に基づきパシフィコ横浜ノースの設計・建設及び維持管理について一括して事業契約を締結しており、現在は維持管理を行っています。

本事業契約では、維持管理の対価は事業期間中の物価変動に対応して改定を行うこととしております。令和７年度におきまして物価変動が認められましたので、維持管理の対価を改定する変更契約を締結いたしま

す。

２、維持管理の対価の改定ですが、（１）修繕業務以外の維持管理・保全業務については、対象業務に対応する物価指数の前回改定時と令和７年度の指数を比較した結果、一部の指数で３％以上の変動が認められましたので対価を改定します。

下の表を御覧ください。

上段の４つの対象業務につきまして、3.51％の変動が認められましたので、対価を改定します。

下段の業務につきましては、2.33％の変動が認められましたが、変動が３％未満のため、今回の改定はございません。

２ページを御覧ください。

（２）修繕業務につきましては、対象業務に対応する物価指数の前回改定時と令和７年の指数を比較した結果、1.5％以上の変動が認められましたので、対価を改定します。

下の表を御覧ください。対象業務の修繕業務については、4.48％の変動が認められましたので、対価を改定します。

なお、反映する率は変動率4.48％から1.5ポイントを除いた2.98％となります。

３、変更する契約金額ですが、変更前の374億4675万5415円に、変更に伴う増額分の１億2318万9314円を加え、375億6994万4729円に変更します。

なお、下に変更前後の維持管理の対価の内訳をお示ししております。

最後に、参考としまして、施設概要と事業スキーム、事業の経緯を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

○ **行田朝仁委員長**　説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

（発言する者なし）

○ **行田朝仁委員長**　特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、市第41号議案については原案可決と決定いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　市第42号議案（関係部分）の審査、採決

○ **行田朝仁委員長**　次に、市第42号議案（関係部分）を議題に供します。

市第42号議案　　令和８年度横浜市一般会計補正予算（第１号）（関係部分）

○ **行田朝仁委員長**　当局の説明を求めます。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　市第42号議案令和８年度横浜市一般会計補正予算（第１号）のにぎわいスポーツ文化局関係部分につきまして、議案書では54ページ、予算説明書では66ページに記載がございます

速報版

が、本日は資料により御説明いたします。

１、債務負担行為補正としまして、横浜市栄区民文化センターが設置されている本郷台駅前県市等合同施設における修繕工事協定について、神奈川県発注工事の契約予定額の増額に伴い、本市負担額の増額が必要となるため、債務負担行為の限度額を変更します。

表にありますとおり、債務負担の期間につきましては、令和９年度から変更ありません。

限度額につきましては、１億3000万から１億5000万に変更いたします。

資料下段に施設概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

○　**行田朝仁委員長**　　説明が終わりましたので、質問等に入ります。

（発言する者なし）

○　**行田朝仁委員長**　　特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**行田朝仁委員長**　　それでは、採決いたします。

本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**行田朝仁委員長**　　御異議ないものと認め、市第42号議案（関係部分）については原案可決と決定いたします。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎　横浜国際プール再整備事業の入札公告について

○　**行田朝仁委員長**　　次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜国際プール再整備事業の入札公告についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○　**足立にぎわいスポーツ文化局長**　　横浜国際プール再整備事業の入札公告につきまして御説明いたします。

２ページを御覧ください。

横浜国際プール再整備事業につきまして、横浜市民間資金等活用事業審査委員会の審議等の結果を踏まえ、ＰＦＩ事業の入札公告を行いますので、御報告いたします。

入札の概要等、（１）事業場所ですが、横浜国際プールのある都筑区北山田７－３－１となります。

（２）事業内容ですが、メインアリーナの通年スポーツフロア化、サブプールの機能強化、新たに整備するプール施設、斜行モノレール、屋外遊具等の設計、建設、工事監理、運営、維持管理を行います。

（３）事業期間ですが、事業契約締結日から令和33年３月末までです。

（４）公告時期ですが、今月末を予定しております。

（５）予定価格ですが、入札公告時に入札説明書にて公開予定としております。

（６）入札方法ですが、価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札で行います。

（７）選定方法ですが、市が入札参加資格等の基礎審査を実施し、審査を通過した提案につきまして、ＰＦＩ審査委員会が価格点及び性能点による総合評価を行い、落札者を決定いたします。

なお、参考といたしまして、３ページに事業スケジュール予定を、４ページに改修整備を行う主な整備概要、５ページに事業スキームのイメージ図をお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

速報版

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **市来栄美子委員**　横浜国際プールは、再整備によって施設そのものの魅力や機能が大きく向上することを期待しています。一方、地元からは北山田駅から施設までのアクセスについて、以前から局別でも申し上げましたとおり、数十年にわたる署名をいただくなど、多くのお声をいただいております。特に高齢者や子供連れの方にとっては、坂道も含めて移動が大きな負担となっております。また、夜間には周辺が暗く、照明を充実してほしいとのお声も多くいただいております。

再整備後にはこうしたアクセス環境についても改善していく考え方が示されておりますが、完成までにはまだ一定の期間を要します。施設の再整備を待つだけではなく、それまでの間についても、駅から施設まで安全で移動しやすい環境を整えていくことが重要と考えます。例えば都市整備局が進めているみんなのおでかけ交通など、既存の取組との連携の可能性も含め、交通手段や歩行環境、照明などについて、にぎわいスポーツ文化局だけで完結させるのではなく、都市整備局や道路局、都筑区など関係部署と横断的に連携し、再整備の完成までの期間も含めて、周辺環境の改善を進めていただきたいと考えておりますが、御見解を伺います。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　国際プールのここまでどんな整備をしていくかという内容を取りまとめるに当たりましては、競技団体等だけでなく、地域の方とも意見交換を重ねながらまとめてきております。今、委員からいただきましたアクセスのことですとか、暗さのことですとか、そのほかにもいろんな周辺環境も含めたいろんなお声はいただいているところです。特に物理的にアクセス改善につきましては、素案の段階では盛り込んでいなかった斜行モノレールの整備もやっていこうということでまとめているところですので、それはきちんと着実に進めていきたいと思っています。

また、今、周辺、敷地外の照明環境ですとか、そのほかいろんな環境づくりにつきましても、いろんな御意見もいただいているところですので、なかなか敷地内のことをしっかりやっていくこととは、また別の広がるお話にもなりますので、関係する部門とも少し話をしていかなければいけないなと思っております。ちょっとどんな出口があるかというのは、またこれからいろんな話をしながらになると思いますが、そういったところを頭に入れて進めていきたいと考えています。

○ **市来栄美子委員**　横浜国際プールは都筑区にとって大切な施設でありまして、今回の再整備には地元の皆様からも非常に大きなお声と期待を寄せられております。だからこそ施設が新しくなくなるだけでなく、以前より行きやすくなった、安心して行けるようになった、歩けるようになったという、地域の皆様に実感していただける再整備にしてください。特に完成までまだ時間がありますので、完成を待つのでなく、できることから一つずつ進めていただきたいと思っております。

今、御回答いただきましたように、所管の壁を越えて都市整備局、道路局、都筑区の関連部署としっかりと連携していただいて、横浜国際プールの再整備が施設だけでなく、周辺地域全体の環境改善につながるよう強く要望いたします。よろしくお願いします。

○ **行田朝仁委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　**横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況について**

○ **行田朝仁委員長**　次に、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する

速報版

取組状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況につきまして、にぎわいスポーツ文化局関連部分を御説明いたします。

２ページ及び３ページにつきましては、港湾局の委員会にて御説明しておりますので、省略いたします。

４ページを御覧ください。

にぎわいスポーツ文化局の主な取組について御報告いたします。

１つ目の取組は、学生主導による国際会議での課題解決プログラムの企画実装です。

取組内容ですが、次世代育成の取組及びＭＩＣＥ産業活性化の視点から、本市におけるＭＩＣＥの課題を市内の学生と共に解決していく共創型課題解決プログラムを実施しました。学生が実際のＭＩＣＥの場における企画を提案・運営し、ＭＩＣＥ参加者の対応を行いました。

対象は大学生12人、実施時期は令和７年６月から12月です。

主な意見と活用方法等ですが、本プログラムに参加した３大学計３チームは、それぞれ国際会議参加者に向けたおもてなしプログラムを検討しました。検討の過程では、国際会議の場で自分たちが学んできた語学力を生かしたい、横浜の歴史や文化を伝えたい、横浜のＳＤＧｓ商品の魅力を発信したいといった意見が学生から上がりました。こうした意見を踏まえ、各チームは企画を具体化し、参加者同士の交流促進や横浜の魅力発信、市内回遊の促進を目的として、地元のお菓子の紹介や縁日体験などオリジナリティーあふれるコンテンツを提供しました。

５ページを御覧ください。

２つ目の取組は、横浜未来の文化ビジョン策定に向けたこどもたちからの意見聴取です。

取組内容ですが、放課後キッズクラブでの文化事業実施の際に、参加児童へのシールアンケートを行いました。また、次世代育成を目的とした劇団四季のミュージカル鑑賞に招待した高校生へのアンケートを実施しました。対象は小学生101人、高校生83人、実施時期は令和７年７月から８月です。

主な意見と活用方法等ですが、高校生からネットが普及している今だからこそ、自分よりももっと下の世代の子たちに生の文化体験のすばらしさ・楽しさを知ってもらえる取組を進めてほしい、体験格差を減らす一つの目的としても、無料や割引などで体験ができる機会が増えればいいと思うなどの意見がございました。これらを横浜未来の文化ビジョンのビジョン１、誰もが自分の夢に向かって進めるまちの実現のための施策における１－１、こどもたちの文化体験機会の提供に反映いたしました。

６ページ以降に、今御報告いたしました２件を含むにぎわいスポーツ文化局の全ての案件を一覧表にまとめて記載しておりますので、後ほど御覧ください。

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **市来栄美子委員**　今、御説明ありましたとおり、子供たちからもネットが普及している今だからこそ、本物の生の文化体験に触れたいというお声が寄せられています。私自身この夏、地元の都筑区でのこども文化体験事業を何度か視察し、本物の演奏や演劇に触れる子供たちの姿から、その意義を改めて実感いたしました。

本事業に関しては幾度も質疑を重ねており、９割超えの満足度なども伺っておりますけれども、スポーツではスポーツ実施率などの目標を掲げて取り組んでいるかと思います。文化芸術に関しても、家庭環境にか

速報版

かわらず、より多くの子供が本物の文化芸術に触れ、文化体験で心を磨けるよう、具体的な目標値を持って拡充すべきではないかなと思いますけれども、今後のお考えを伺います。

○ **岡文化芸術創造都市推進部長**　この６月に横浜未来の文化ビジョンというものを策定してございますけれども、その中でもこどもの文化体験機会の数というのを目標に掲げてございます。これをどういう数を拾っているかといいますと、学校であるとか、あるいはキッズ、放課後児童クラブ、委員も御視察いただいていると思うのですけれども、そういったところでの文化体験プログラム、それ以外にも文化施設、ホールとか、ギャラリーとかございますけれども、そういったところでの文化プログラム、それから高校生向けに劇団四季の公演の招待というのをやってございます。

そういったものを積み上げまして、令和７年度の実績で約530回という機会を提供しています。これを令和11年度、ですから４年後には570回まで増やしたいと、こういう目標を持ってやってございます。特に令和８年度からこどもアートセンターという学校やキッズとはまた違った、身近な場所で気軽に文化体験ができるという事業を始めてございますので、こういったものを充実させて目標を達成していきたいと考えてございます。

○ **市来栄美子委員**　今、御答弁いただきましたそのこどもアートセンターについても伺わせていただければと思うのですけれども、本年10件の募集がありまして、６事業者が決定したとありました。うれしいことに我が都筑区でも１件、御採用していただきまして、一方で採用されなかった事業者からもお声を伺っております。始まったばかりの事業でありますけれども、今後の目標などがあれば、お考えをお聞かせください。

○ **岡文化芸術創造都市推進部長**　まさに今、触れていただきました６件が、ちょうど７月からスタートしておりまして、年明けぐらいまで、大体１か所当たり７回、月２回ぐらいこうやってもらうということで、今進めてございます。トライアル的な取組ですので、うまくいく部分とうまくいかない部分とあると思いますけれども、今進めておりますので、その辺の状況を見ながら、来年度以降の展開をしっかり考えていきたいと思っております。

速報版

○ **市来栄美子委員**　ぜひ横浜で育つ子供たちを、誰もが本物の文化芸術に触れる機会があると言えるところまで具体的な目標を持って、これらの事業を育てて広げていただくことを強く要望いたします。ありがとうございます。

○ **大野トモイ委員**　今日御報告いただく３局の中で最も多く御報告をいただいていて、まずはその数に感激をしています。あと、未就学児から小学生、中学生、高校生や大学生、幅広く聞いていただいていて、それもすごいなと思いました。あとは、子供対象の事業をやって、それに対するアンケートを聞いて、事業に反映するもすばらしくて、基本的にはそれがどの局も基本になるかなと思うんだけれども、私はすごいなと思ったのは、計画に反映をしてくださったところがあるではないですか。これはまさに施策に反映というところですごいなと思いました。

私結構これ全部読みましたけれども、他局と多区も、すごいなと思ったのでその感想と、あと５ページの取組２と、６ページの38に小さい子供から意見を聞く際の工夫というのが多分載っているのですね。これはすごい、６ページのところで、やっぱり子供の発達の段階に応じて工夫をして意見を聞いていくってことは、すごい大事だなと思っていて、その辺がどういう工夫をされたのか、この取組の中でとか、ありましたら教えてください。

○ **岡文化芸術創造都市推進部長**　文化の取組でいきますと、キッズとか学童とかでやったプログラムでアン

ケートを取っても、なかなか難しいかなと思いまして、シールを張ってもらって、楽しかったですかとか、普通でしたかと選ぶところがあって、楽しくこうやってもらう工夫をして、細かいことを聞いていくというよりも、どんなふうに感じてくれたのかなというのを把握できるように、その世代に応じた工夫をいたしました。

○ **大野トモイ委員**　　そのいただいた意見の中でどうまた来年に向けて、より発達に応じた聞き方をして、こうしていきたいなみたいなのがあれば、教えてください。

○ **足立にぎわいスポーツ文化局長**　　今、部長からも申し上げましたが、シーンですとか、年齢に応じたいろんな接し方があるなというのを、いろんな事業を通じて私も感じています。例えばそのときしか会えない子たちからいただく意見と、繰り返し接点を持つ可能性がある子たちとは、その後の展開も変わってくると思いますし、そういう意味でいろんな種類の取組をにぎわいスポーツ文化局で結果としてできているところがありますので、その場面場面の特性に応じて効果的にいただき、うまく実装できる。あとはしっかり聞いていますよということを、うまく子供たちとコミュニケーションを通じて感じてもらえるかと、そこを気にしながら、今後もしっかり取組を進めていきたいと思っています。

○ **行田朝仁委員長**　　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上でにぎわいスポーツ文化局関係の審査は終了いたしましたので、次に経済局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻　午前11時26分

（当　局　交　代）

速報版

――――――――――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――――――――

再開時刻　午前11時29分

○ **行田朝仁委員長**　　それでは、委員会を再開いたします。

経済局関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

――――――――――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――――――――

◎　横浜市中小企業振興基本条例に基づく令和７年度の取組状況について

○ **行田朝仁委員長**　　報告事項に入ります。

初めに、横浜市中小企業振興基本条例に基づく令和７年度の取組状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ **工藤経済局長**　　横浜市中小企業振興基本条例第８条に基づきまして、令和７年度の中小企業振興施策等の取組状況について御報告をいたします。

報告書の御説明に入る前に、今年度から報告様式の変更について概要を御説明いたします。

報告様式については、市会における報告形式の変更を踏まえ、タブレット端末やモニターでも見やすい報告書となるよう見直しを行いました。

また、報告内容を本編と資料編に整理をいたしまして、本編では条例に基づく取組状況や主な成果等を掲載する一方で、詳細な一覧表やデータについては資料編にまとめる構成に変更しております。

引き続き、分かりやすい報告に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告書を御覧ください。

初めに、取組概要について御説明します。

４ページを御覧ください。

１の市内経済の現状と中小企業の状況についてですが、市内中小企業の景況感について、令和７年度の自社業況ＢＳＩは、10－12月期にかけて回復基調で推移したものの、物価高騰や人手不足がおもしとなりまして、回復は緩やかなものにとどまっております。

５ページを御覧ください。

２の令和７年度の基本的な取組ですが、（１）として、全庁的、継続的推進体制による取組の推進、（２）として、取組状況報告書の作成・公表、（３）として、令和８年度予算編成における中小企業振興施策の充実に取り組んでおります。

次に、３の（１）中小企業振興施策の実施状況についてですが、アの経営基盤の強化として38事業、イの経営の革新として14事業、ウの地域特性を踏まえた区における取組として32事業を実施しております。

それでは、６ページを御覧ください。

（２）の市内中小企業者への本市からの発注状況等についてですが、アの工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大に向けた取組では、全庁的な会議等における意識啓発や、庁内での情報共有、各区局における研修等を実施してまいりました。

令和７年度の中小企業契約実績につきましては、件数については４万4204件となり、前年度から95件の減少となっております。構成比は91.9％となり、前年度から0.1ポイントの減少となっております。金額につきましては、約2190億円となり、前年度から約159億円の増加となっております。構成比は79.9％となりまして、前年度から0.3ポイントの増加となっております。

この（２）市内中小企業者への本市からの発注状況等については、総務局の常任委員会において、詳細を御説明いたします。

次に、イのＰＦＩ事業における市内中小企業者の参画状況についてですが、全72社のうち18社となり、構成比は25.0％で、前年度から4.2ポイントの増加となっております。

続いて、ウの指定管理者制度における市内中小企業者の参画状況ですが、全966施設のうち81施設となり、構成比は8.4％で、前年度からの増減はございません。

なお、御説明いたしましたイのＰＦＩ事業及びウの指定管理者制度につきましては、行財政局の常任委員会において、詳細を御説明いたします。

その下、小規模事業者への主な支援策ですが、中小企業経営総合支援事業の一部として、小規模事業者への出張相談の実施や、融資制度による資金繰り支援、中小企業デジタル化推進支援補助金などを実施いたしました。

それでは、８ページを御覧ください。

４の中小企業振興施策の実施状況について御報告をいたします。

（１）各局の取組として、経営基盤の強化に関する事業を38事業、８ページから13ページにかけて掲載しております。

また、（２）各局の取組として、経営の革新に関する14事業につきまして、資料13ページから14ページにかけて掲載をしております。

最後に、（３）各区の取組として、地域特性を踏まえた区における取組に関する32事業のうち主なものを

速報版

資料15ページから19ページにかけて掲載をしております。

各事業の詳細につきましては、後ほど御覧をください。

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○ **行田朝仁委員長**　特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況について

○ **行田朝仁委員長**　次に、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況についてを議会に供します。

当局の報告を求めます。

○ **工藤経済局長**　それでは、横浜市こども・子育て基本条例に基づく令和７年度のこどもの意見表明に関する取組状況につきまして、経済局関係部分を資料に沿って御説明いたします。

２ページ及び３ページにつきましては、先ほど港湾局のほうから御説明をしておりますので、省略をいたします。

それでは、資料４ページを御覧ください。

経済局の主な取組について御報告をいたします。

１つ目の取組は、ＹＯＸＯ　ＮＥＸＴ起業ラボにおける参加者へのアンケートです。

取組内容ですが、起業家精神アントレプレナーシップを身につけることを目的とした中学生・高校生対象のワークショップにおいて意見聴取を実施し、今後の次世代起業人材育成プロジェクトの内容の検討の参考といたしました。

対象は中学生・高校生となっておりまして、括弧内の人数約60人は、実際に意見をいただいた子供の人数となっております。

実施時期につきましては資料に記載のとおり、令和７年８月と令和８年の１月となっております。

主な意見と活用方法等でございますが、起業家のリアルな話が聞けてよかった、起業が身近なものになった、もっといろんな業種の起業家に会いたいなどの御意見がございました。

子供たちからの御意見を参考に、令和８年度は起業や地域課題をより身近に感じ、関心を一層高められる新たなプログラムを追加しております。

それでは、５ページを御覧ください。

２つ目の取組は、いちば食育出前事業における参加者へのアンケートでございます。

取組内容ですが、市場で働くプロが小学校へ出向きまして、生鮮食料品の選び方、流通の仕組みについて授業を行ういちば食育出前事業に対する感想であるとか、食への興味関心について、アンケート等を通して把握をしております。

対象は小学５年生、実際に意見をいただいた子供の人数は約480人、実施時期は令和７年６月から令和８年１月となっております。

主な意見と活用方法についてですが、実際に生鮮食料品に触れる体験や栄養のことを学び、食べる機会を増やそうと思った、新鮮な野菜・魚の見分け方が印象に残ったなどの意見が多く見られました。

速報版

アンケート結果はいちば食育出前事業を実施する事業者へフィードバックをいたしまして、好評であった内容については継続的な実施に向けての検討を行うなど、今後の事業内容の充実に活用をしております。

それでは、６ページを御覧ください。

ただいま御報告をいたしました２件の案件を含む、経済局の全ての案件、全部で12件ございますが、こちら６ページ以降に一覧表にまとめて掲載してございます。後ほど御覧ください。

○ **行田朝仁委員長**　報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **市来栄美子委員**　ＡＩ時代となりまして、今後ますます起業家が増えてくると思っておりますので、非常にＹＯＸＯ　ＮＥＸＴ起業ラボ、すばらしい取組だと思っております。中高生の段階から起業家や企業のリアルな声に触れて、将来を考える貴重な機会を提供されていらっしゃるようです。こうした取組を単発の体験で終わらせるのではなくて、参加した中高生がその後どの進路を選び、大学生、社会人、起業家へと成長していくのか、継続的なつながりを応援している仕組みがあると、さらに夢のある事業になるのではないかなと思います。そして将来、横浜で育った若者たちが市内外、さらには海外など様々な場所で経験を積んで、いつか横浜に戻って、今度は自らが次の世代の子供たちを育て、応援する側になってくれれば、人材が循環する横浜市らしいエコシステムにもつながると考えます。

そこで、ＹＯＸＯ　ＮＥＸＴ起業ラボ、こうした将来の横浜を担う人材の継続的な育成や次世代へとつながる仕組みに発展させていくことについて、どのようにお考えか聞かせてください。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　現在ＹＯＸＯ　ＮＥＸＴということで、起業ラボをはじめとしまして次世代企業人材育成プロジェクトとして実施をしております。起業ラボは中高生を対象にしたものなのですけれども、その次の段階としては、実際起業したいと本当に思った方には、起業や事業成長に必要な知識を学ぶということで、ＹＯＸＯ　ＮＥＸＴイノベーションラボを行ったりですとか、あと事業アイデアを少し形にしていって、自分のアイデアがどのように受け入れられるのかということを確認したいという方については、事業化を支援する検証ラボという形で、今、ＹＯＸＯ　ＮＥＸＴでは３つのプログラムを走らせております。

そのほかにもＹＯＸＯ　ＢＯＸでは、神奈川県とも連携をいたしまして、若手の起業家向けのピッチイベントなども実施をするということで、今後、若手の起業家さんがＹＯＸＯ　ＢＯＸなんかを中心に、横浜に根づいていただきたいということで取組を進めております。

○ **市来栄美子委員**　非常にこの事業さらに夢のある取組になると思っておりますので、長い目で子供たちの成長を応援できる仕組みへと育てて、拡充していただくことを期待いたします。ありがとうございます。

○ **大野トモイ委員**　子供の意見表明機会がなぜ必要かというと、政策のプロセスに参加をしていく、あるいは社会に参画をしていくという側面と、あと自分自身がどうしていくかってことを決めていくということに対してどう思うかを表明していくという側面があると思っているのですね。そのことを思ったときに、この代表的な例として御紹介いただいた、この起業家精神のところですね。自分の人生にどんな選択肢があるんだろうとか、そういうことを学ぶ機会をここの最初に置いていただいたというのはすごくありがたかったかなと思いました。

それで、私見ていて６ページの２のところに子供への意見聴取に当たっては、年齢に応じて平易な言葉遣いで声かけを行うなどの工夫を行ったって書いていただいていて、これも非常によかったなと思って感激をしたのですけれども、具体的にどういう感じになさったのかということと、御苦労があれば教えていただけ

速報版

ればと思います。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　ＹＯＸＯフェスティバルというイベントでの御意見を聞くということになりますので、なかなか紙を書いていただいて出していただくということが難しいので、スタッフのほうでお子さんがいらっしゃったときに少しお話をして、意見を聴取することを行っております。その中で年齢に応じて分かりやすい聞き方ですとか、お子さんの意見をなるべく聞き取れるようにということで、スタッフも大学生のボランティアなんかも入っていますので、少し年齢の近い方に聞いていただくですとか、そういった工夫をして、アンケートを取っております。

○ **大野トモイ委員**　それで、子供とか小学生っていったときに、例えば外国籍とか外国につながるというお子さんもいると思うし、あるいは聴覚、視覚とか肢体、いろいろ障害があるというお子さんがいらっしゃることも、それはすごく自然なことだなと思っていて、そんな中で、そういったお子さんとも差がなく、あらゆる状態にあるお子さんの意見を聞いていくということも必要だなと思うのですけれども、その点、何か今年のお取組の中で御工夫なさったこととか、あるいは今後の課題だなとか思ってらっしゃるところありましたら教えてください。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　これまで実施をする中で、そこは課題だということでスタッフで上がってきたことはないのですけれども、委員おっしゃるように、そういったお子さんにも意見を聞いて、もう少し改善できることがあれば取り組んで、いろんな方に来ていただける取組にしたいと思っております。

○ **大野トモイ委員**　あと、もう一つ、子供って本当にいろんな意見言うと思うのですよね。その中で今年いろいろ聞いていただいて、これはなるほど、私たち大人にはなかった視点だなと思ったものがあったら教えてほしい、いただきたいなというのと、またそれを反映していただいたものもあるのかなと思いますが、ありましたら教えてください。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　報告書に記載されているもの以外ということで、やはりお子さんなので試乗できる乗り物が多いといいなという御意見をいただきまして、なかなか道路を使ってやるということが難しいので、そこはいろんな部署ですとか、あと提供していただける、今回ですとマクニカさんが自動運転の車を出していただいたりですとか、去年ですとヤマハさんが音を聞きながら走る乗り物みたいなものもありましたので、そういったものも取り入れて、なるべく多くの方に楽しい体験をしていただきたい。あと予約不要のブースが多くて楽しいということがありましたので、できるだけ多くのお子さんに使っていただける、そういった体験の場所というのは、イベントを組み立てる中で出展をしていただける方と御相談をしながら、つくっていきたいと思っております。

○ **大野トモイ委員**　引き続きよろしくお願いします。

○ **横溝じゅん子委員**　私、先月、ＹＯＸＯ　ＢＯＸ視察いたしまして、中高生対象プログラムのＹＯＸＯＮＥＸＴ起業ラボのグラフィックレコーディングのところを見たのですけれども、こちら結構レベルが高くて、中高生に対してだと、割とポンパドウルさんと横浜銀行さん、今年度いらしていたのですけれども、ちょっとレベルが高くて、ついていくのが難しそうな印象を受けまして、これを大学生に広げるといったことはお考えありますでしょうか。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　大学生の方はどちらかというと検証ラボですとか、イノベーションラボということで、もう少し具体化したお話をするところに来ていただく場面が多くなっております。今、委員からいただいた御意見も、ちょっと戻って今年度実施したものが中高生の方にとって、難し過ぎたのかど

速報版

うなのかというところは確認をいたしたいと思います。

また、今御質問の中で出ましたポンパドウルさんと横浜銀行さんのほうと一緒にいたしたものについては、少し昨年度からお子さんの意見を聞きまして、昨年度起業された方からお話を聞くということがメインだったのですが、会社の社長さんともお話をしたりですとか、横浜の企業さんともお話をしたりということがありましたので、そこの部分は御意見を受けて、事業を変えた部分でもございます。

○ **横溝じゅん子委員**　起業ラボとイノベーションラボが、イノベーションラボだと割と実践なので、レベルが本当にもう起業を考えている方向けということで、この中間層がないなという印象がありましたので、ここのところをもう少し中高生から進んだ方で、かつ起業はまだ考えていないけれどもという方向けに考えていただきたいなという要望があります。

あと１点、TECH HUB YOKOHAMAのほうも、テクノロジー系のインナーの割とイベントスペースとなっていて、最近オープンスペースも増えていると思うのですけれども、ここのところも中高生なりを招待してＡＩですとか、テックというのは、みなとみらいが力を入れているので、今後、ぜひ進めていただきたいなと思いがあるのですけれども、これはいかがお考えでしょうか。

○ **甘粕ビジネスイノベーション部長**　先日、市立高校のお子さんでサンディエゴに行かれた方が、起業したいという子たちが行ったのですけれども、向こうでちょっと特訓を受けて、戻ってきてＴＥＣＨ　ＨＵＢでスピーチをしていただいた、ピッチしていただいたということもありますので、そういった高校生ですとか、あと大学生に関しては、ベンチャーカフェさんという方たちに今、イベントの企画をお願いしているのですけれども、そこでボランティアスタッフとして入っていただくこともありますので、そういった若い世代の方にもあの場所を認識していただいて、今後使っていただくということも考えていかれればと思っております。

○ **横溝じゅん子委員**　そもそもＴＥＣＨ　ＨＵＢの場所がすごくいいのですけれども、割と使われていないなという印象が残ってしまうので、今後こういった若手の方を利用して取組を進めていきたいなと要望いたします。ありがとうございます。

○ **行田朝仁委員長**　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で経済局関係の議題は終了いたしました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎　**閉会中調査案件について**

○ **行田朝仁委員長**　次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。

１、にぎわいの創出及びスポーツ・文化活動の振興等について、２、横浜経済の振興等について、３、横浜港の振興等について、以上３件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

本件についてはいずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **行田朝仁委員長**　御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎　**閉会宣告**

速報版

○　**行田朝仁委員長**　　本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻　午前11時50分

速報版